

土木工事における熱中症対策に資する現場管理費補正に関する特記仕様書

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事であり、受注者が現場管理費補正を希望する場合に適用する。

ただし、イメージアップ（現場環境改善）に要する費用を計上した工事で、受注者が「安全関係 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策」を選択した場合は、この仕様書に基づく現場管理費補正の対象外とする。

1 用語の定義

この特記仕様書における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の日をさす。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合とする。

暑さ指数：人体と外気との熱のやりとりに着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射、輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標（単位は摂氏度）

(2) 工期

契約上の着手から完成までの期間とする。

ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

また、変更契約手続き上、完成までを対象期間とする事が困難な場合は、受発注者協議により、別途定めた日を完成とみなすことができる。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

2 実施方法等

熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、以下のとおり実施する。

(1) 受注者は、「指示、承諾、協議、提出、報告書」により発注者に協議し、承諾を得る。

(2) 受注者は、施工計画書に工事期間中における真夏日の計測方法を記載する。

真夏日の計測の対象は、令和2年7月1日以降とする。

真夏日は下記①～③のいずれかにより計測する。

①施工現場から最寄りの気象庁が公表している地上気象観測所の真夏日（気温）。

②施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の真夏日（暑さ指数（WBGT））。

③夜間工事においては、作業時間帯の最高気温が 30℃以上又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合。

上記①～③によりがたい場合は、監督員と協議すること。

休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日として計上しないものとする。

真夏日率を以下の式により算出する。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

- (3) 受注者は、(2)に基づき算出した真夏日率を発注者に報告する。

なお、報告においては、下記の資料を提出するものとする。

- ・真夏日率算出表（様式1）
- ・工期期間中の真夏日と真夏日に作業を行った日が確認できる資料（気象庁及び環境省が公表している資料等）
- ・真夏日における熱中症対策の実施内容がわかる資料（実施内容を記した写真等）

- (4) 発注者は、受注者より報告された真夏日率から補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{熱中症対策補正係数}$$

熱中症対策補正係数：1.2

補正値(%)は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

なお、補正は変更契約において行うものとする。

- (5) (3)において提出する真夏日率算出表（様式1）は静岡市ホームページ、技術政策課のページからダウンロードしてください（エクセルファイル）。

また、建設現場における熱中症対策事例集が国土交通省のホームページに掲載されていますので参考にしてください(URL:<https://www.mlit.go.jp/common/001179488.pdf>)。